ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

（C＋D×$\frac{1}{2}$）×ι

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

（C＋B×$\frac{1}{2}$）×ι

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

（A＋D×$\frac{1}{2}$）×ι

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（C＋B×$\frac{1}{4}$＋D×$\frac{1}{4}$）×ι

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（A＋B×$\frac{1}{4}$＋D×$\frac{1}{4}$）×ι

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

ιは、イに定めるところによる。

十二　三の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

（A＋B×$\frac{1}{2}$）×$\varkappa$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

$\varkappa$は、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαのうち、高いものから順に二分の一に当たる金額と四分の一に当たる金額と六分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、当該市町村がいずれも遠距離隣接市町村である場合にあっては、当該金額の二分の一に当たる金額とする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

（C＋D×$\frac{1}{2}$）×$\varkappa$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

$\varkappa$は、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

（C＋B×$\frac{1}{2}$）×$\varkappa$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\varkappa$は、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

（A＋D×$\frac{1}{2}$）×$\varkappa$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\varkappa$は、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（C＋B×$\frac{1}{4}$＋D×$\frac{1}{4}$）×$\varkappa$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

$\varkappa$は、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条各号（第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（A＋B×$\frac{1}{4}$＋D×$\frac{1}{4}$）×$\varkappa$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

$\varkappa$は、イに定めるところによる。

十三　原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一号から第九号まで又は第十一号である場合

（A＋B×$\frac{1}{2}$）×λ

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

λは、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得たαと当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得たαの五分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、λが当該市町村に係るすべての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあっては、λは、そのαとする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第十号である場合

（C＋D×$\frac{1}{2}$）×λ

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

λは、イに定めるところによる。